

ペットと楽しく暮らすために
動物の飼い主さんへ



柏 市

責任を持って適正な飼い方をしましょう

放し飼いをしない

犬は鎖等でつなぐか、柵等の中で飼わなければなりません。鎖の強度や柵の高さなどよくチェックしましょう。放れた犬が咬みついたり跳びかかることで人にケガを負わすことや、交通事故等で犬自身がケガを負うことがあります。また、散歩は制御できる長さのリードを付けて行いましょう。

ねこについてもできるだけ室内で飼いましょう。

ふん尿の後始末をする

飼い犬は、家でトイレを済ませるようにしつけましょう。散歩中にしてしまったふんは、必ず持ち帰り処理をしてください。散歩中のおしっこも、携帯したペットボトルの水をかけるなど処理をするとともに、門柱や車など、ご近所に迷惑がかかる場所ではさせないようにしましょう。ねこを外で飼育する場合は、トイレを用意するなど、他人の敷地等をふん尿で汚すことがないように努めましょう。

犬の放し飼い、鳴声、ねこのふん尿など動物に関する多くのトラブルが発生しています。動物を飼っている人は、飼っている動物の習性をよく理解した上で、愛情持って終生飼養すると共に、周辺住民などの迷惑にならないよう、責任をもって適正な飼い方をする必要があります。



不妊・去勢手術を行う

不幸な命を増やさないため、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

不妊去勢手術を行うことで性格が穏やかになったり、生殖器系の疾患予防や、本能を抑えられることによるストレスの軽減が期待できます。

終生飼養する

動物の飼い主は、変わらぬ愛情をもってその動物が最期を迎えるまで飼う責任があります。どうしても飼いきれなくなってしまう場合は、新しい飼い主をさがしましょう。動物を遺棄することは違法行為であり、100万円以下の罰金が科されることがあります。

健康を管理する

ワクチン接種、ノミ、ダニやフィラリア等寄生虫の駆虫など獣医師の診断のもと、適正に管理すると共に、動物の体調に異変があった場合は速やかに獣医師に診せましょう。また、動物から人に感染する病気（動物由来感染症）について正しい知識を持ち、人への感染防止に努めましょう。

しつけをする

犬の無駄吠えなどの問題行動が、ご近所とのトラブルとなります。しつけをすることで、飼い主との関係を正しく確立するとともに、動物の本能や習性を学び問題行動の軽減に努めましょう。

迷子にさせない

犬やねこがいなくなった場合、収容されていたり情報がないか柏市動物愛護ふれあいセンター、千葉県動物愛護センター東葛飾支所や柏警察署に問い合わせましょう。なお、首輪などに鑑札（犬の場合）や迷子札（飼い主の氏名および電話番号を記入）を着けていたり、マイクロチップを装着している場合、飼い主のもとに帰る確率がずっと高くなります。飼い主がわかるよう明示しましょう。

関係法令 法律・条例

(概要)

狂犬病予防法

【目的】

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ること

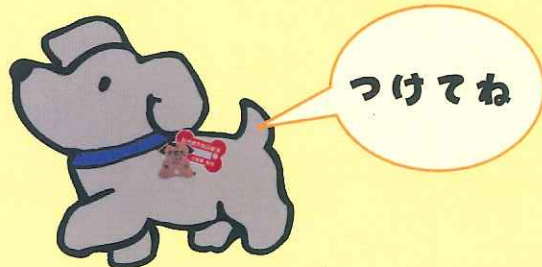
【登録】

犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に、市に犬の登録を申請し、交付を受けた鑑札をその犬に着けておかなければならない。



【狂犬病予防注射】

犬の所有者は、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。狂犬病予防注射済票の交付を受け、その犬に着けておかなければならない。



動物の愛護及び管理に関する法律

【目的】

動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護や管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。

【動物の飼い主等の責務】

飼い主等は、その動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

【第1種動物取扱業の規制】

第1種動物取扱業（動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養を業として行うこと）を営もうとする者は、都道府県知事等の登録を受けなければならない。

【動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置】

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（特定動物）の飼養又は保管を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

【罰則】

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。愛護動物に対し、みだりに給餌若しくは給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者や遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。

柏市動物の愛護及び管理に関する条例

【目的】

市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生の実現に資すること

【飼い主が守らなければならないこと】

- ① 人の生命、身体又は財産に害を加えることのないよう、飼い犬をけい留し、又はさく、おり等の囲いの中で飼養し、若しくは保管すること。
- ② みだりに人をおそれのある飼い犬を移動し、又は運動させるときは、当該飼い犬に口輪を掛けることその他の人の生命又は身体に害を加えることを防止するための措置を講じること。
- ③ 飼い犬を飼養し、又は保管している土地又は建物の出入口付近であって、外部から見やすい箇所に飼い犬を飼養し、又は保管していることを明らかにするための標識を掲示すること。

- ④ 飼い犬を公共の場所において移動し、又は運動させる場合にあっては、当該飼い犬のふんを持ち帰るための用具を携行すること。

- ⑤ 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地において排せつした飼い犬のふんを持ち帰ること。

【飼い犬が人をかんだとき】

- ① 犬の飼い主等は、飼い犬が人をかんだときは、被害者に対する適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、直ちに当該飼い犬がかんだ旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、必要な指示を与えることができる。
- ② 犬の飼い主等は、当該飼い犬に係る狂犬病の有無を確認するために、直ちに当該飼い犬に獣医師の検診を受けさせなければならない。

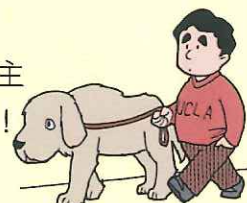
🐾 飼う前にチェックしてみましょう 🐾

- 動物を飼える環境(住宅)ですか？ ☐はい ☐いいえ
- 引っ越しの予定はありませんか？ ☐はい ☐いいえ
- 家族は動物を飼うことに同意していますか？ ☐はい ☐いいえ
- 家族に動物アレルギーの人はいませんか？ ☐はい ☐いいえ
- 動物病院にかかる費用等を負担できるか考えましたか？ ☐はい ☐いいえ
- これから数年～十数年、毎日世話を続けることができますか？ ☐はい ☐いいえ
- 動物の習性やしつけ等を学び、まわりに迷惑をかけないような飼い方ができますか？ ☐はい ☐いいえ
- 何らかの理由により飼養が困難になった場合はどうしますか？
()

● 各種ご案内 ●

■ 柏市犬の正しい飼い方しつけ方教室のご案内

柏市では年に1～2回しつけ方教室を開催しています。しつけ方を勉強して飼い主さんが変わればわんちゃんも変わります。これから犬を飼う予定の方大かんげい！
開催時期などは広報かしわ、柏市ホームページで確認してください。



■ 千葉県犬のしつけ方教室等のご案内

千葉県では、「犬のしつけ方教室」や「飼い主さがしの会」を実施しています。

● 問い合わせ先

千葉県動物愛護センター

富里市御料709-1 TEL 0476-93-5711

千葉県動物愛護センター東葛飾支所

柏市高柳1018-6 TEL 04-7191-0050

HPアドレス<http://www.pref.chiba.lg.jp/aigo/>

■ しつけ方、飼育・管理の方法、新しい飼い主さがし等の相談を受け付けています。

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| ○しつけ教室・講習会の開催 | ○電話相談 | ○新しい飼い主紹介 |
| ○不妊去勢手術助成支援 | ○飼育動物情報提供 | |

公益財団法人 千葉県動物保護管理協会

千葉市中央区都町463-3 TEL 043-214-7814 HPアドレス<http://www.c-animal.jp/>

柏市では9月の動物愛護フェスティバルなど動物に関するイベントも開催しています。